

ごみ処理基本計画改定（素案）のポイント

1 目標設定の考え方について

第1回審議会で説明しましたとおり、現計画の基本理念、基本方針等に変更はありません。

目標設定については、本市の平成28年から令和元年度までのごみ排出量（人口予測については平成27年度）実績値を基に推計した結果から、将来のごみ量を算出し、その結果を基に新たな減量化目標を設定しています。

なお、推計においては、新型コロナウイルス感染症の影響があるため、令和2・3年実績値については除外することとしています。

2 新たな数値設定について →資料「1-2-1」「1-2-2」「1-2-3」

変更となる数値は次のとおりです。（なお、数値や文言等につきましては、修正する可能性があります。）

指標	現計画（R9）	新計画（R9）	考え方
①人口	113,610 人	116,377 人	トレンド法（べき乗）
②可燃ごみ	38,438 t	37,624 t	トレンド法（各種採用）
③資源化量	26.8%	26.8%	トレンド法（各種採用） ※変更なし
④最終処分量	119 t	105 t	トレンド法（べき乗）

※トレンド法（各種採用）…予測する項目が複数ある場合に、項目毎に予測方法を設定（トレンド予測のうち、最適な予測方法を採用）

3 主な変更点

- ・P1 「食品ロス削減推進計画」の追加
- ・P20 「第7節 課題」の追加
- ・P49 「第6章.計画の推進に向けて」の追加
- ・施策に「取り組み項目」を追加

4 施策の変更点 →資料「1-3」

＜重点施策＞

- ・当初の3本柱から、4本柱に変更→②「**プラ資源化**」を追加
- ・現計画「②**雑がみ類**のさらなる資源化」→「②**紙類**のさらなる資源化」に変更
→家庭への啓発が定着してきたことから、「**事業系**」への啓発を中心とした紙類の啓発に変更

＜一般施策＞

- ・「取組項目」として、重点に次いで取りくむものは「**強化**」その他は「**継続**」を設定
- ・重点施策であった「**雑がみ類**」の資源化については、一般施策へ移動
- ・基本方針1 3)再生利用（リユース）「生ごみ処理機を利用した堆肥化・減量化」「生ごみ等のバイオマス利用の検討」→1) 発生抑制（リデュース）へ移動
- ・基本方針3 市民・地域組織、業者、行政による協働の推進「互いが補完しあう体制の構築」「横のつながりを意識した連携」→第6章.計画の推進に向けてへ移動
- ・新規施策の追加